

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社グンエイ
代表者及び住所 群馬県太田市飯田町812番地
代表取締役 蓮沼 敏美
2. 指名停止措置期間 : 令和7年8月8日から令和7年11月7日まで(3ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社グンエイ専務取締役は、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自分たちに有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年6月19日、埼玉・群馬県警合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、令和7年7月9日、さいたま地検に同罪で起訴された。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社グンエイ専務取締役が、公契約関係競売入札妨害で逮捕・起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。
従って、本件については、指名停止3ヶ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(公契約関係競売等妨害又は談合)
10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)